

令和元年度第3回秦野市上下水道審議会

午後2時00分開会

○課長代理（総務担当） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、ご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和元年度第3回秦野市上下水道審議会を始めさせていただきます。

本日の会議でございますが、委員15名のうち現在、11名の出席をいただいております。上下水道審議会規程によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、茂庭会長からご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

○茂庭竹生会長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

月曜日の朝早く台風15号が関東地方に久しぶりに直撃しました。幸い秦野市では大きな被害はなく済んだようで何よりです。一方で千葉県では今もまだ停電が続いているようです。改めてライフラインの大切さを思い知らされましたが、送電線の鉄塔が倒れるというのは初めてではないかと思っております。

五十数年前に習ったことですので、記憶があいまいですが、送電線の鉄塔は風速40メートルを風圧の設計荷重にしていたと思っております。実際には安全率がかかっていますから、50メートルぐらいまでは大丈夫なはずですが、今回の台風ではそれを超える風が鉄塔に吹いたのだと思っております。千葉市では瞬間最大風速が57.5メートルだそうです。瞬間最大ではなくて、ある程度、長く吹いていたみたいですが、送電線は山の上等にありますが、相当強い風に長い時間さらされたのではないかと考えられます。

電気がとまりますと、我々が専門としております水道も使用ができなくなります。秦野は幸いにして、配水池に貯水してある水が満杯だったのでしょうか。自然流下で各家庭に届きましたので断水はなかったと聞いていますが、もうちょっと長く停電が続きますと、ポンプが稼働しなくなりますので、断水ということになったかもしれません。

上下水道、河川、電気、あるいは通信ライン、ライフラインというのは非常に大切だということを痛感する今日この頃ですが、本日はそれに関連いたしまして、前回ご議論いただいた給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額についてご検討いただきましたが、その検討内容を

答申の案としてまとめたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたしたいと思ひます。

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。お手元にお配りしております。

まず、本日の次第が1枚、資料1として、両面印刷で「給水装置工事手数料のあり方の答申骨子案について」が1枚、資料2として、片面印刷で「指定給水装置工事事業者の更新手数料の額の答申骨子案について」が1枚、資料3として、ホチキス止めの「上下水道審議会部会の設置について（案）」となっております。

また、前回の配付資料の中で一部修正箇所がございましたので、両面印刷で1枚、改めて本日配付させていただいております。

最後に緑色のフラットファイルは上下水道審議会の資料ということで1冊置かせていただいております。このフラットファイルにつきましては、会議終了後に回収させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に従いまして、茂庭会長、会議の進行をよろしくお願ひいたします。

○茂庭竹生会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、会議を進めます。

まず、「議題1 給水装置工事手数料のあり方の答申骨子案について」を議題といたします。前回の会議概要も含めて、事務局からご説明をお願ひいたします。

○給排水業務担当 営業課給排水業務担当の中村と申します。

私のほうから、給水装置工事手数料のあり方について、概要を説明させていただきます。

なお、資料につきましては、前回お配りさせていただいた資料と同様となっております。本日は資料をお手元にお配りしておりませんので、前のパワーポイントを御覧になりながら概要をお聞きいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、給水装置工事に係る事務手数料につきましては、条例に定め、申請者から徴収しています。

続いて、給水装置工事の申請の流れについてご説明します。

まず、給水装置工事の申請につきましては、スクリーン右側の赤の枠で囲まれている部分、設計審査、承認書・納付書の作成、完成検査、検査報告などが給水装置工事手数料の対象となる事務になります。

次に給水装置工事手数料の算定方法につきましては、大きく定率制と定額制

に分けられます。定率制は、対象となる内容に対して一定の割合を乗じ徴収する方法となります。県内の水道事業体では、本市だけが採用しております。定額制は、対象となる内容に対して、定められた額を徴収する方法となります。

次に、県内の各水道事業体の算定方法について説明させていただきます。

まず、画面の一番左側の本市ですが、定率制となっております。工事費の8%の額を算出しています。その他の事業体につきましては、算出方法は異なりますが、定額制を採用しております。本市のみが定率制を採用しており、工事費の8%を手数料としておりますので、表の下側の例にあります戸建て住宅の工事手数料を算出する場合におきましても、6,000円から3万7,440円となっております。手数料に差が生じていることが分かります。

次に、現在の手数料における課題と検討についてですが、定率制における課題としまして、施工方法の多様化により、指定給水装置工事事業者によって工事費が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、申請者に対して公平な費用負担となっていないこと、県内の水道事業体において細かい算出方法は異なるものの、本市を除き、全て定額制により手数料を徴収しており、均衡が図られていないこと、平成29年から完成検査等を民間に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する事務負担の適正化を図る必要があることなどが上げられます。

そのため、定率制における課題を解消するため、定額制とすることが適切と考えます。

次に、定額制の算出方法についてですが、定額制の算出方法においては、幾つかの方法が考えられますが、申請者がわかりやすいと考えられる案①、審査、検査手数料に分けて算出する方法と、申請者に対して公平な費用負担になると考える案②、工事内容に応じて算出する方法について検討いたします。

案①、案②のメリット、デメリットについてですが、案①のメリットについては、審査、検査手数料の2項目に分けて算出するため、項目が明確であり、手数料をわかりやすく算出できることがあげられます。一方、デメリットとしましては、工事の内容や規模がさまざまであり、平均値をとっているため、公平な負担が明示できない点があります。

続いて、工事内容に応じて算出する案②のメリットですが、工事の内容によって手数料を算出するため、手数料の公平性が確保できます。また、デメリットとしましては、手数料の算出方法が少し複雑になることがあげられます。

つきましては、現行の課題である負担の公平性を解決するためには、案②の工事内容に応じて算出する方法より定額制に変更することが望ましいと考えられますので、案②に変更した場合について、これから説明させていただきます。

定額制に変更した場合の算出方法ですが、手数料の算出において、1、全ての申請で共通する項目、2、配水管等からの取り出し工事に伴う項目、3、接続するメーターに係る項目に分類されることがわかりましたので、1、基本料、2、取り出し加算、3、メーター加算に分けて算出することが適切であると判断いたしました。

手数料の算出方法としては、作業時間の和に職員単価を掛けた人件費と用紙、印刷費などの物件費の和といたします。

次に、こちらは定額制に変更した場合の手数料の一覧になります。基本料の8,200円、撤去の場合は3,300円に、必要に応じて取り出し加算及びメーター加算を追加します。

次に、定額制に変更した場合の影響額についてですが、定額制にした場合の手数料の収入額のシミュレーションになります。平成30年度をベースといたしましては、定額制に変更した場合もほぼ同額となります。

次に、現行の手数料と定額制及び他市との比較になります。この表は現行の定率制、定額制に変更した場合、同規模の近隣市である座間市と小田原市において、主な給水工事における手数料をまとめた表になります。

給水装置工事の申請で多くを占める戸建て住宅につきましては、定率制に変更した場合においてもほぼ同額となり、座間市、小田原市と比較してもそれほど大きな金額の差はないと考えています。

前回の概要は以上になります。

続いて、前回の会議で委員の皆様方からありました主な質疑等について説明をさせていただきます。

まず、取り出し加算について、口径が上がるごとに単価が上がっているが、それだけ事務の手間がかかるのかというご質問につきましては、口径が上がると水理計算等の審査が必要になることや、使用する材料においても検査に時間がかかるため、単価が上がることとなります。

次に、分譲地において、分譲における取り出し工事が完了し、手数料を納めた後、戸建て住宅を新築する場合、分譲の取り出しの際に手数料をおさめているので、新築の際に手数料の基本料が安くなることはないのかというご質問についてですが、手数料はその事務1件に対しての人件費、物件費を積み上げて算出しているため、手数料が安くなるということはありません。

次に、共同住宅4戸の手数料において、座間市、小田原市では戸建て住宅1戸の4倍の手数料となっているのに対し、秦野市が同様の算出結果になっていない理由についてですが、手数料の算出におきましては、人件費、物件費の積み上げにより算出しております。例えば共同住宅において、メーターの検査、

水圧検査をする場合はまとめて検査できるため、戸建て住宅を4件検査するよりも検査時間が短くなることなどの理由により、単純に戸建て住宅の4倍の金額になってはおりません。

次の質問です。取り出しについては、職員が立ち会っているのか、また、技能者のチェックはしているのかというご質問についてですが、本市では、新規指定給水事業者の指定を受け、最初に取り出し工事を行う際は職員が立ち会っております。また、技能者のチェックにつきましては、指定給水装置工事主任技術者の確認はしておりますが、技能者のチェックまでは行っておりません。

続いて、最後の質問です。手数料の見直しは、5年ごとなど期間を決めて行う必要があるのか、というご質問についてですが、定額制の算定における職員の給与ベース、または業務を委託している委託職員の給与ベースが引き上げられることにより、変動要素は出てくると考えられますが、一定の年度で見直しをしていくということについては、まだ考えておりません。

主な質問は以上になります。

また、ご意見といたしましては、手数料の算出方法においては、内容もわかりやすく、非常に良心的な考え方であり、算出における積算根拠もしっかりしているとのことのご意見もございました。

以上で主な質疑等の説明を終わらせていただきます。

なお、この会議の結果を踏まえ、給水装置工事手数料のあり方については、算定方法を現行の定率制から定額制へ変更し、算出方法については、工事内容に応じて算出する方法が妥当であるとの判断をいただきましたので、事務局で答申の骨子案をまとめさせていただきました。

前回の概要については、以上になります。

○課長代理（給排水業務担当） 給排水業務の担当課長を務めております根岸と申します。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

答申骨子案についての説明をする前に、前回の会議で説明しました内容につきまして補足説明及び前回の資料の訂正をさせていただきます。

まずは補足説明でございます。

配水管から分岐する給水管を施工する技能者を確認しているかのご質問が前回ございました。他の水道事業体に技能者等の確認状況を問い合わせたところ、現地に立ち会いしている事業体、施工を報告し、写真を提出している事業体、また、施工場所と日時を連絡している事業体など、水道事業体によりさまざまな状況でございました。

本市の状況でございますが、前回説明したとおり、新規に指定を受けた事業

者については、初回について職員により立ち会いを行っております。2回目以降は配水管への穿孔状況、分水コアの挿入状況、また、水圧テストによる接合の確認、防食施工のそれぞれの写真を提出していただき、施工の状況を確認しているところでございます。

また、取り出しの際、重要になってくる配水管の取り出しの材料につきましては、分岐材料が適合しているか、全ての工事に対して確認をしているところです。

また、厚生労働省健康局水道課より、配水管から分岐施工する場合については、適切に作業を行う技能者を従事、監督するよう水道事業者は助言、指導に努められたいとの通知がございました。

今後は給水装置工事の適切な施工につきまして、技能者等の氏名を給水装置工事申請書に記載するなど対応について考えていきたいと思っております。

次に、前回の資料の訂正でございます。

給水装置工事手数料の取り出し加算とメーター加算の口径の表記でございます。恐れ入りますが、修正資料としてお配りした資料の定額制に変更した場合の手数料の表を御覧ください。

本市の給水装置等工事設計施工基準の中の材料及び材質において、給水材料との整合を図ることから、前回の25ミリ以下と表記したところを13ミリ、20ミリ、25ミリに訂正をさせていただきました。恐れ入りますが、用意した資料と差しかえをお願いいたします。

以上で補足説明と前回の資料の訂正の説明を終わらせていただきます。

それでは、給水装置工事手数料のあり方の答申骨子案につきまして説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

なお、説明の中で先ほどの説明と一部重複する部分もありますので、ご了承ください。

まず、「1 給水装置工事手数料」でございます。

これは給水装置工事に係る事務について記載いたしました。給水装置工事の申請における設計審査、材料検査、水理計算、完成検査などに係る手数料について、申請者から徴収しております。

次に、「2 現在の手数料の算定方法」でございます。

これは現行の定率制について記載いたしました。給水装置工事事業者が設計した工事費に8%を乗じた定率による算定をしています。

次に、「3 手数料の課題」でございます。

これは定率制により算出して生じた課題について記載いたしました。

3点ございます。

1点目、施工方法の多様化により、同じ規模の工事でも手数料に差が生じまして、公平な費用負担となっていないこともございます。

2点目、県内の水道事業体では、全て定額制により手数料を徴収しており、均衡が図られていないことがあります。

3点目、本市では、平成29年から完成検査を民間機関に委託したことによりまして、事務コストに対する負担の適正化を図る必要があります。

以上の点がありました。

これらの課題を踏まえた中で、「4 給水装置工事手数料のあり方」でございます。

これは、この答申に対するポイントとなる手数料の算定、算出のあり方について記載をさせていただきました。

算定方法については、定率制と定額制の2種類がございます。現行の定率制による算定方法は、先ほどの説明にもありましたように、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担になっていないこと、また、県内の水道事業体との均衡が図られていないなどの課題があり、これを解消するためには、定額制を採用することが妥当であると考えます。

定額制の算出方法につきましては、審査・検査手数料に分けて算出する方法や工事内容に応じて算出する方法などがございます。手数料の公平性をより確保し、課題を解消するためには、工事内容に応じて算出する方法を採用することが妥当であると考えます。

具体的な手数料の算出方法につきましては、給水装置工事の内容に応じて、人件費と物件費により積み上げて算出いたしました。その結果、全ての申請に共通する項目（基本料）に取り出し工事に係る項目（取り出し加算）及び接続するメーターに係る項目（メーター加算）を必要に応じて加算する方法が、より公平性を確保できるため妥当であるのご意見を集約していただきました。

その金額と区分につきましては、基本料金の額については、工事種別により、新設・改造・修繕によるものと給水装置を撤去するものに金額を区分いたしました。

また、必要に応じて加算する一つの取り出し加算につきましては、配水管または給水管からの取り出し管口径によって、4つに金額を区分しました。

また、必要により加算する一つのメーター加算については、接続メーターの口径によって、4つに金額を区分いたしました。

これらの区分した金額については、積み上げて算出され、適切であるのご意見を集約していただきました。

最後に、「5 附帯意見」でございます。

審議の中で皆さまからいろいろとご意見をいただきましたが、2点ほど上げさせていただきました。

先ほど前回の質問に対する補足説明でも説明をさせていただきましたが、適切に作業を行っているかどうかの確認をする必要があるということでございます。このことから、附帯意見といたしましては、平成20年3月21日付の厚生労働省水道課長からの通知にあるとおり、配水管から分岐して給水管を設ける給水装置工事について、適切に作業を行うことができる技能を有する者が施工していることの確認に努めることを1点挙げさせていただきました。

2点目、手数料の額については、社会情勢の変化や事務の改善等があれば、手数料を見直す必要がありますので、適宜手数料の見直しを図ることを考えさせていただきます。

以上、附帯意見として上げさせていただきます。

説明は以上でございます。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前のご議論いただいたように、定率制から定額制に変更することが1点、公平性や明確さが担保できるのではないかとご意見が多いかと思っております。これをもって答申案とさせていただきますかと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないようですので、資料1の答申の骨子を原案といたしまして、若干文言の細かい修正等があるかもしれませんが、それを事務局でもう一度よく見ていただいた上で、私と松原副会長で確認をして、答申案とすることにいたしますかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 それでは、この資料1の答申案につきましては、会長である私と松原副会長にご一任いただきたいということで、事務局と調整を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題2の指定給水装置工事事業者の更新手数料の額の答申骨子案について、前回の会議内容、討議概要を含めて、事務局から説明をお願いいたします。

○給排水業務担当 給排水業務担当の飯沼と申します。

先ほどと同様に前回と同じ資料を抜粋してご説明させていただきます。

まず、指定給水装置工事事業者制度についてですが、この制度につきましては、給水装置工事を適正に施工することができるかと認められる者を指定することのできる制度で、水道法により指定するための基準が定められております。

しかし、現行制度につきましては、新規指定のみ定められており、所在確認がとれない事業者が存在しているなど、実態との乖離が生じ、また、無届工事や不良工事が発生している現状がありました。

これらの課題を改善するため、昨年12月に改正水道法が成立し、指定給水装置工事事業者の5年間の更新制が導入されました。

これまでの制度では、新規指定のみ定められていたため、新規指定の事務手続きのための新規手数料を条例で1万円と定めていましたが、更新制の導入に伴い、新たに更新手数料を定める必要があり、この額について、事務局の案を前回の会議で提示させていただきました。

更新手数料の算出結果としましては、人件費が4,935円、物件費が198円となり、更新手数料としては5,133円という結果が得られました。

これをもとに、事務局の案としましては、まず1点目に、更新手数料が概ね5,000円と算出されたこと、2点目として、秦野市の下水道指定工事店は既に更新制度が導入されており、更新手数料を5,000円と定めていること、3点目に、県内各水道事業体では5,000円または1万円で検討していること、これら3点の結果等を総合的に判断し、秦野市における指定給水装置工事事業者の更新手数料については、5,000円が適当であると提示させていただき、前回の会議でご審議いただいたところになります。

これに対して、前回の会議において、委員の皆様からさまざまなご意見、ご質問をいただきましたので、主なものについて、3点ほどご紹介させていただきます。

まず、新規手数料1万円と更新手数料5,000円の差についてですが、こちらについては、新規指定の場合、その事業者に対して、秦野市の基準や申請方法をレクチャーするための講習会を設けております。更新については、既に指定を受けている事業者で講習会を実施する必要がないことから、その分、手数料に差が生じているということになります。

次に、秦野市の指定給水装置工事事業者の状況についてご質問をいただきました。現在、秦野市に登録のある事業者は446者となっており、市内事業者が72者、市外事業者が374者となっております。市外事業者については、秦野市周辺に限らず、東京、大阪、一番遠い事業者では広島の実業家の登録もあります。ただ、遠方の事業者については、突発的な工事により指定を取得する事業者が多く、今回の更新制導入により、更新を選択しない事業者もあるのではないかと考えております。

最後に、更新手続きの審査内容についてご質問をいただきました。審査内容としましては、その事業所の所在や専任の給水装置工事主任技術者がいるかど

うか、また、給水装置工事を行うために必要な機械器具を所有しているかどうかなどの審査を行っております。また、事業所の立ち合いを実施しているかといったご質問もありましたが、事業所の立ち合い等は実施しておらず、書面や写真などで確認を行っている状況でございます。

主なご質問については以上のとおりになりまして、その結果、更新手数料の額については、5,000円が妥当であるとのことご判断をいただき、事務局のほうで答申の骨子案をまとめさせていただきました。

前回の会議の概要につきましては、以上でございます。

○課長代理（給排水業務担当）

答申骨子案についての説明をする前に、前回の会議で説明した内容について、また補足説明及び訂正をさせていただきます。

まず、補足説明でございます。

答申手続きの審査内容の中の検便を実施しているかというご質問がございました。これについて補足説明をさせていただきます。給水装置工事の事業者に対しての検便の実施につきましては、給水装置工事事業者の指定の基準の義務はないことから特段実施はしておりませんが、上下水道局の職員で、水道水の異なる取水場や配水場などで従事する職員については、水道法に基づき、半年に1回検便を実施しております。

次に、訂正でございます。

下水道指定手数料について、新規1万円と更新5,000円と定められた時期についてのご質問がございました。その中で昭和56年から設定されていることを私が回答いたしました。正しくは昭和55年の下水道条例制定時に、新規については6,000円、更新については3,000円と規定しておりました。その後、平成10年に新規については1万円、更新については5,000円と改定がされました。大変失礼をいたしました。

それでは、指定給水装置工事事業者の更新手数料額の答申骨子案について説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

先ほどの説明と一部重複する部分もございますが、ご了承をお願いいたします。

まずは、「1 指定給水装置工事事業者の更新制の導入」でございます。

これは現行の制度の課題と更新制が必要となる目的について記載しました。

現行制度では、新規の指定のみ定められており、休止、廃止等の実態が反映されづらく、所在確認がとれない事業者が存在しているなど、実態との乖離が生じるなどの課題がありました。

このことから、課題の解決と工事事業者の資質の維持や向上を図ることを目

的といたしまして、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められまして、5年ごとの更新制が導入されました。

次に、「2 更新手数料の設定」でございます。

これは更新制の導入に伴い、手数料の必要性について記載いたしました。

これまで新規指定に係る手数料を「秦野市水道事業給水条例」により定めていましたが、更新制の導入に伴いまして、指定の更新に係る事務が発生することから、手数料を新たに定める必要がございます。

そこで、「3 更新手数料の額」でございます。

これは、この答申に対するポイントとなる手数料の額について記載いたしました。

公益社団法人日本水道協会によるガイドラインに準じまして、人件費と物件費の積み上げにより算出した額、本市が指定する下水道工事店の更新手数料の額、また、県内各水道事業体の更新手数料の検討状況を踏まえまして、5,000円が妥当であるのご意見を集約いただきました。

最後に、「4 附帯意見」でございます。

この審議会の中で皆様方からいろいろな意見がございました。

付帯意見といたしましては、手数料の額については、社会情勢の変化や事務の改善等があれば手数料を見直す必要がありますので、適宜手数料の見直しを図ること、このことを附帯意見として挙げさせていただきました。

説明は以上でございます。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○委員 先ほど実際に現地で確認はせずに書面で必要事項を確認するというお話がありましたが、疑義がある場合、つまり申請に不備等があるのではないかと疑われる場合には現地で確認することはあるのでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 書面等で確認を原則としますが、実際に疑義があれば、現地に出向いて確認することも考えております。

○委員 分かりました。

○上下水道局長 今回の回答に補足させていただきます。下水道については、すでに5年更新制が導入されております。その際に他市の業者などが本当に事務所を置いているのか、本当に業務を行っているのか等、確認が必要な場合は登記や他市との連携等をもって確認はしていますが、過去の事例を振り返っても現地を見て確認するというのは実施しておらず、他市についても実施はしてい

ないとのことです。これを行おうとすると職員の手間賃がかかり、手数料算出にも影響が出てしまう恐れがあります。ただし、更新等の審査に必要な事柄を現地で確認する必要が生じた場合は、確認をする必要があると考えています。

○茂庭竹生会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○茂庭竹生会長 ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

前回の審議会で5,000円が適当であろうということで、皆さんにご了承いただいたので、それについて答申案をまとめていただきました。

それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、この答申案の骨子と答申案の策定に入りたいと思います。事務局のほうで答申案の案を作成していただいて、私と副会長で確認させていただき、答申案とさせていただくということで、私と副会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 それでは、特にご異議がないようですので、答申案につきましては事務局でまとめていただいて、私と松原副会長で確認をし、市長に答申させていただきたいと思います。

次に、議題3に移ります。部会の設置についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○経営総務課長 経営総務課長の志村です。よろしく願いいたします。

着座のまま失礼させていただきます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

まず、この上下水道審議会には部会を置くことができると規程で定められております。前回もご説明申し上げましたとおり、現審議会の委員の皆様の任期中には、両上下水道ビジョンの審議をはじめ、料金改定などについてもご審議いただきたいと考えております。

そういたしますと、例年と比べて、この会議を開く回数が非常に多くなってまいりますので、この部会を設置して、水道部会と下水道部会に分けることによって、委員の皆様のご負担軽減とともに、それぞれに特化した審議内容の充実を図りたいと考えております。

この部会の構成でございますけれども、1ページ目の5を御覧ください。事前に委員の皆様にご照会をさせていただきました。おおむねその意向を踏まえまして、部会を分けさせていただきました。

(1)の水道部会につきましては、全部で9名の委員の方に入ってくださいとと考えております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの(2)の下水道部会につきましては

は、全部で8名の委員の皆様で部会を構成していただきたいと考えております。

この部会には、それぞれ部会長と部会長代理を置くことになっております。審議会の会長であります茂庭会長と松原副会長とともに両方の部会に参加していただくこととなりますので、茂庭会長には両部会の部会長をお務めいただき、松原副会長には両部会の部会長代理をお務めいただきたいと思いますと考えております。

今後の開催予定でございますが、3ページを御覧ください。

今回は12月に予定しておりますけれども、この会議で早速、各部会に分かれてご審議をいただきます。水道ビジョンと下水道ビジョンという形でそれぞれの部会を招集させていただきたいと考えております。

年度末になりますが、3月の中旬ごろに両ビジョンの取りまとめを考えておりますので、こちらにつきましては、委員の皆様全員が参加していただく審議会と考えております。

来年度、令和2年度でございますが、これはあくまでも現在の予定でございますけれども、来年度中に水道料金あるいは下水道使用料の改定というのを考えております。そこへ向けて部会の開催が3回、途中途中で諮問を行うときと答申を行うときにつきましては、皆さんにお集まりいただく審議会を2回開催したいと考えております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○茂庭竹生会長 ただいまご説明がありましたとおり、水道部会と下水道部会に分けたいと。それぞれの所属につきましては、事前に委員の皆様のご意見を伺った上で、部会の委員も含めてご提案をいただきました。

また、両部会の部会長と部会長代理は、私と松原副会長がそれぞれ兼任をするということでご提案をいただきました。ただいまのご説明にご意見やご質問等はございますでしょうか。

(「意見なし」)

○茂庭竹生会長 特にご意見もございませんようですので、それでは、当審議会の中に水道部会及び下水道部会を設置して、部会長を私が、部会長代理を松原副会長にさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 それでは、当審議会に水道部会及び下水道部会を設置し、部会長及び部会長代理はそれぞれの審議会会長及び副会長が務めさせていただくことにいたします。

今後の会議については、審議内容に応じて、全委員による審議会、あるいは部会に分けて開催することといたします。

これをもちまして、本日の議題は終了しました。

まだ大分時間が残っておりますので、事務局から、その他、連絡事項等々がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○営業課長 営業課長の小泉です。

本日は、答申骨子案についてご審議いただきまして、ありがとうございます。

その中で、議題1、資料1の給水装置工事手数料のあり方の答申骨子案についての2ページ目になりますけれども、5番の附帯意見の中で、(1)平成20年3月21日付の厚生労働省水道課長からの通知という記載がございます。こちらを後追いになってしまいますけれども、追加の資料ということで提出させていただきます。後ほど目を通していただければと思います。よろしく申し上げます。

○茂庭竹生会長 はい。

○課長代理(総務担当) 事務局から、次回開催日程についてお知らせさせていただきたいと思っております。

今回は12月中旬ごろに水道部会、下水道部会を開催し、それぞれビジョンの素案を説明させていただきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

開催日時につきましては、部会長及び部会長代理と調整をさせていただきまして、各部会の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録でございますが、会長のほか、ご署名をいただく1名の委員さんをお願いしたいと思っております。輪番制によりまして、本日の会議につきましては、山口政雄委員をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、上下水道局長よりお礼を申し上げます。

○上下水道局長 今回の諮問に対する答申でございますが、先ほど会長からお話がありましたように、本日の答申骨子案をもとに事務局で答申案を作成させていただきまして、会長、副会長とよく調整し、10月上旬を目途に、市長に対して会長、副会長から答申させていただくという形で進めさせていただきます。

8月29日に委員の委嘱をさせていただきまして、この日と本日、合わせて2日間という短い期間ではございましたが、長年の懸案でございました給水装置工事手数料のあり方と法改正によりまして設定が必要となりました指定給水装置事業者等の更新手数料の額につきましてご審議をいただき、答申の骨子をまとめいただきました。市長にかわりまして、厚く御礼を申し上げます。

先日、市長も申し上げましたが、上下水道事業とも大変厳しい経営環境の中で進んでまいりますが、市民にとって最も大切なライフラインをしっかりと維持し、次の世代も安心して使用できるようにしていきますので、今後も引き続き、

委員の皆様方のご協力やご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○茂庭竹生会長 そのほか、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。

午後 3 時 0 0 分閉会